

E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY

2020

74

fall

特集

じだい
ウィズコロナの時代の
じんけんもんだい
かだい
人権問題と課題

ココって
いつたい
どんなトコ？

こうえきしゃだんほうじん
公益社団法人
わかやまけんたくちたてものとりひきぎょうきょうかい
和歌山県宅地建物取引業協会

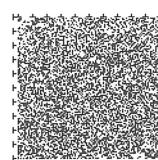
E.L.F. は Uni-Voice(ユニボイス) になりました !

Uni-Voice(ユニボイス) は、 Uni-Voice コードにスマートフォンをかざすだけで、
印刷物の内容を読み上げてくれる iOS • Android 向けアプリです。

App Store や Google Play からダウンロードできます。

※スマートフォンアプリは、一般向け「Uni-Voice」と、

視覚障害者向け「Uni-Voice Blind」(iOS のみ) の 2 種類があります。





じだい じんけんもんだい かだい ウィズコロナの時代の人権問題と課題

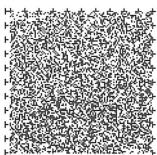
しんぼまきこ こうべしんわじよしだいがくくやくいんきょうじゅ
新保真紀子（神戸親和女子大学客員教授）

1) 新型コロナで顕在化した格差や偏見

新型コロナウィルスが世界を席巻し、とどまるところを知りません。世界中の感染者は3000万人以上、死者は100万人を超えてます（9月末現在）。ほぼすべての国々が、これまでの政治／経済／文化スタイルを変えざるを得ず、一時は国境封鎖、都市のロックダウン、経済活動自粛など、グローバル化された社会は一瞬にして閉ざされました。国内でも、3密を避けるなど、さまざまな活動の制限や自粛が求められる長い日々が続いている。

感染は、高齢者や基礎疾患のある人たちに深刻な影響があるだけでなく、社会経済的弱者にも深いダメージを与えています。例えばコロナ感染による黒人の死亡者数は、イギリスでは、5月には白人の4倍、アメリカでも白人のそれの2.4倍（7月）と報道され、命の格差が顕在化しました。それは失業者数においても同じで、日本国内でも所得低い層ほど収入減や失業に追い込まれているのが現実です。

さらに、新型コロナウィルスは、人類にとって未知のウィルスであるが故に、人々に恐怖や不安を抱かせ、偏見や差別、攻撃、排除、分断を生み出しています。SNSによる個人情報の暴露や中傷、地域での感染者や医療従事者の排除など、人々の偏見が顕在化しているのも事実です。こうした風潮に流されることなく、情報をしっかりと吟味して、冷静に行動することなど、偏見や差別にからめ取られない生き方が常に問われています。



2) 自分の立ち位置を知ることからスタート

私は大学で、教師を目指す学生たちに、同和教育をはじめとする人権教育について教えてきました。半年間に15回講義という長丁場ですが、第1講では、学生たちが小中高時代に受けた人権教育や、関心のある人権問題などについて話し合うことにしています。年々、小中高で同和問題について学んだことのない学生が増えており、このまま教師になることの不安を訴える学生もいます。また、「同和教育をしないで、そっとしておけば、そのうち差別はなくなる」という「寝た子を起こすな論」や、「私には関係がない」という無関心な学生も多く、まずは今の自分の立ち位置を見つめさせることから出発することにしています。

いくつかの「人権問題意識調査」でも、「同和地区の人は怖いという話を聞いたことがある」と回答した人が過半数を越え、その主な情報源は友人・家族・近所の人・職場・親戚です。学校の同和教育・人権教育や行政などの人権啓発活動がまだまだ不十分であることの裏返しとも言えます。まず私たちは、この偏見に満ちた人間関係の中で生きているということを自覚するべきです。学生たちも交流討議の中で、「家族やアルバイト先から同様の話を聞いたことがある」と体験を語り、これまでそうした偏見を聞き流し、無関心であった自分の「世間での立ち位置」に気づきます。ここが出発点です。

3) 人権問題を考える際のポイント

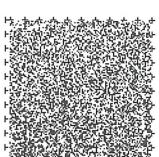
では、次にどうすればいいのでしょうか？そこで、同和問題などの人権問題を考える際のポイントを、以下に示してみました。

1. 「過度の一般化」という落とし穴にご用心

私たちは、一つの事実や伝聞を「すべて」と思い込んで、一般化してしまう危うさを持っています。何かの出来事をきっかけに、「やっぱり女は〇〇だ」「やっぱりあの国は〇〇だ」「やっぱり同和地区の人は〇〇だ」と、「過度の一般化」に走ってしまう落とし穴です。それは、元来自分の中にある偏見が、ある出来事を通じて顕在化し、「一般化」されているということではないでしょうか。この落とし穴にご用心！

2. 無知が偏見や恐怖を助長している

人権問題に無知・無関心であることで、偏見や恐怖が助長されていくことがあります。「この情報は本当かな？」と、まず立ち止まって情報を吟味すること、事実



かどうかを、まず自分で調べ、知ろうとする姿勢が大切です。

9.1 1テロ以後、イスラム教徒に対する憎悪や恐怖がアメリカ中で巻き起こったときのことです。当時の運輸長官だった、日系アメリカ人のノーマン・ミネタ氏は、空港の保安検査で、「すべてのイスラム系乗客を徹底して検査するべきだ」という感情的な世論に対して、「無知・未知が恐怖を生み出すのだ」と述べ、人種的プロファイルではなく、すべての乗客に対して、国が責任をもって保安検査する方針を示しました。「人種や宗教で差別しない」といふ彼の信念は、彼の生き立ちから生まれました。日系移民2世だった彼は、太平洋戦争中に移民1世の両親と一緒に日系人強制収容所に収容され、過酷な差別や苦難を体験しました。「私や私の祖先が体験してきた差別を繰り返さない」という姿勢を、彼は日系アメリカ人政治家として終始貫いたといいます。

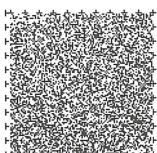
「無知・未知が恐怖を生み出す」この言葉は、今コロナ時代を生きる私たちにも、深い示唆を与えてくれます。

3. 他人事意識を自分事意識に変える努力を

差別は差別する側の問題でもあるのに、「自分には関係ない」という他人事になりがちです。私は学生に「もし、あなたの大切な人が、あなたにカミングアウトしたら、なんてこたえたい?」と問うことにしています。間違っても、「そんなこと気にしなくていいよ」とは言わないでください。その大切な人は、ずっと「気にして」生きてきたのですし、「あなたなら分かってくれる」と信じて、カミングアウトしたのですから。自分はそれをどう受け止めて、どうしていきたいかを精一杯伝え、その後も一緒に学び続け、考え続けてほしいと思います。大切な人が苦しんできた差別や偏見について考え続けることは、その人との関係性を大切に育っていくことでもあり、他人事意識を自分事意識に変革する上で大切なプロセスです。

4. 差別は双方にとっての不幸

差別は、差別される側だけでなく、差別する側も不幸にしてしまう行為です。結婚差別によって親子や恋人の双方が、人間関係や信頼関係を絶たれることを考えても明らかでしょう。職場のハラスメントや学校のいじめなども同じです。お互が理解し合い、認め合える関係を築く努力が求められています。



5. 「接觸の効果」

心理学者G.オルポートは、目的を同じくする対等な接觸は、偏見を互いに越える効果があると述べました。例えば地域や校区で、マイノリティの人たちを含む多様なおとなしが、子どもたちのために協働して汗をかき、相互理解を深めることで、地域にある偏見が克服されていきます。地域の祭りや校区フェスティバル、子ども食堂など、こうした取り組みを地域ぐるみで積極的にもつことで、地域の人権文化は豊かに花咲くことでしょう。

6. 「気づき」から「行動」へ

自分の中に無知や偏見があることに気づいたら、次はその克服のために行動に移すことです。まず知ること、学ぶこと、体験すること、出会うことです。本学の学生たちも、神戸・長田識字教室ボランティアやマイノリティの子ども支援ボランティアなどを通して、実際に意欲的に、さわやかに学び続けています。未来を担う子どもや若者たちとともに、私たちはどんな社会を創造し、バトンタッチしていくのか、一人ひとりの責任は大きいと痛感しています。



人権ホットライン

人権でんわ相談

さまざまな問題や悩みを抱える
相談者に助言を行い、
自身が主体的に問題を解決する
ための支援を行います。

一般相談

- ①開設日時／毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後4時(祝日・12/29～1/3は休み)
- ②相談方法／電話相談
TEL 073-421-7830

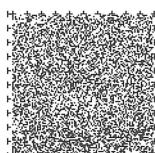
弁護士による無料法律相談

- ①開設日時／毎月第2・第4木曜日
午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)
- ②相談方法／面接相談(お電話でご予約ください)
TEL 073-435-5420

日々、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、
お気軽にご相談ください。

第73号8ページのクイズの解答は「こころのうた」でした！

正解者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。





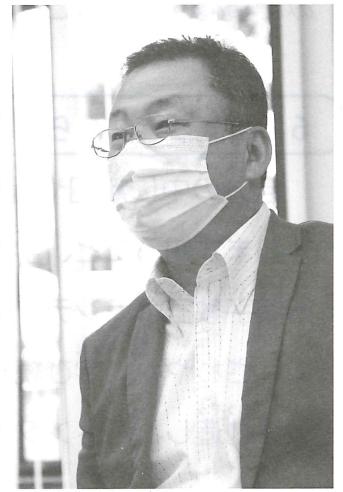
こうえきしやだんほうじん 公益社団法人 わかやまけんたくちたてものとりひきぎょうきょうかい 和歌山県宅地建物取引業協会

こんかい 今日は、「公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会」の執行理事、山田義富さんにお話を伺いました。

Q1. 「公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会」(以下、和歌山宅建協会)は、どんな組織ですか?

当協会は、1960年3月の設立以来、長く社団法人として活動してきましたが、2012年4月には公益社団法人として新たなスタートを切りました。協会としては、2020年3月に60周年をむかえました。

「宅地建物取引業」とは、宅地や建物の売買や賃貸を取り扱う仕事を指します。私たちは、それらの業務が適正に行われ、健全に発展していくことや、国民のみなさんが安心で安全な住環境を享受できること、また、地域社会が健全に発展し、活性化していくことなど、様々な目的の下に事業を展開しています。

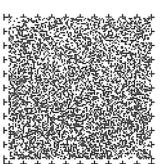


Q2. 和歌山宅建協会は、具体的にどんな事業をしているのですか?

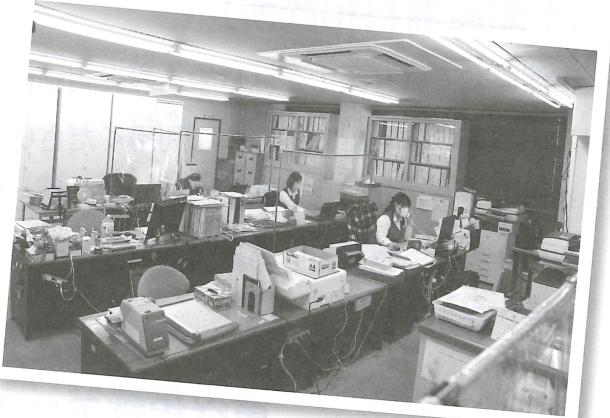
宅地建物取引士の資格試験や法定講習の実施支援、資格交付の事務等、資格に係る業務や、宅地建物取引に係る法令等の情報提供などがあります。また、消費者保護のための無料相談窓口を設置するなど、公正な取引を推進するための事業も行っています。そして、各事業者が業務を健全に行うためにはそれぞれの意識がとても大切です。当協会では、会員のみなさんが適正な業務を行えるよう情報を提供したり、研修会を開催して啓発に取り組んだりもしています。行政等と連携し、地域社会の活性化に貢献することも私たちの務めなのですが、近年話題になっている空き家問題についても、行政と一緒に取り組んでいます。

Q3. 宅地建物取引業に従事する中で、起こりうる人権問題には何がありますか?

居住や移転など、住まいに関わることは基本的人権の1つであり、宅地建物取



引業は、一人一人の権利に関わる仕事です。しかし、現実には様々な人権問題が起こっていることも事実です。例えば、社会的弱者とされる方の入居拒否という、事業者側の問題もあります。私たちは、専門家や行政とタイアップして対応マニュアルを作り、事業者が適切に対応できるよう支援しています。

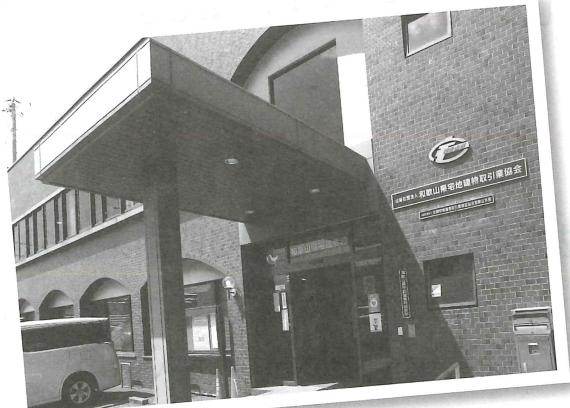


また、お客様が土地や家屋の購入の際に同和地区かどうかを問い合わせるということもまだ残っています。当協会は、「そのような質問は差別を助長するものなので答えられない」という対応をとっており、すべての会員の事業者にも徹底して伝えています。事業者もそのように対応してくれていますが、質問するお客様がいなくなつたわけではありません。しかし、引き続き毅然とした態度で臨むことで、「どこに聞いても答えてくれないことなんだ」ということが人々の意識に浸透していくかと思っています。

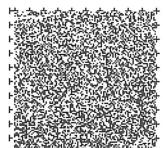
少なからず人権問題が起こっているのは残念なことですが、それを知ることで「人権侵害はしてはいけないことだ」という意識が、事業者と顧客の双方に生まれ、次へ活かすことができるのではないかと感じています。

Q4. 貴協会の活動において、人権尊重の社会づくりの取組にはどんなものがありますか？

当協会には、広報・啓発委員会という組織があります。そこで様々な情報を周知したり、適正な業務遂行のための啓発を行ったりしています。また、会員に対し事業報告書の提出を求めたり、アンケートを実施したりすることで、情報の収集を行い、時流に応じたニーズを満たせるよう調査しています。



宅地建物取引士法定講習での（公財）和歌山県人権啓発センター職員による人権研修の実施や、広報誌に和歌山県作成の人権チェックリストを掲載することで、継続的に会員への人権啓発も行っています。長年の取組が奏功してか、各会員の人権意識も高まっているといえます。



(不動産無料相談所)

宅建協会では弁護士をはじめ、専従相談員、各支部担当者が一般消費者や会員業者との相談に無料で応じています。お気軽にご利用ください。

※当協会会員が関与する不動産取引に関して相談をお受けします。

※物件売却、物件買取の相談はお受けできません。

※予約優先です。

専従相談員による不動産無料相談

相談日 月曜日～金曜日 但し祝祭日休業
 時間 午後1時から午後5時 (受付は4:30まで)
 場所 和歌山県宅建会館 (和歌山市太田143-3)
 お問合せ 073-472-4600

弁護士による不動産無料相談

相談日 和歌山会場：毎月第2水曜日 但し祝祭日休業
 田辺会場：9月・3月の第1水曜日 (祝祭日除く)
 時間 午後2時から午後4時 (1名30分) 完全予約制
 場所 和歌山会場：和歌山県宅建会館 (和歌山市太田143-3)
 田辺会場：田辺商工会議所 (田辺市新屋敷町1)
 お問合せ 073-471-6000

和歌山県内各支部での相談会も実施しています。詳しくは073-471-6000にお問い合わせください。

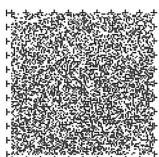
(公財)和歌山県人権啓発センター



公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

「宅地建物取引業は、人権に関わる仕事である」という認識のもと、法定講習では必ず、人

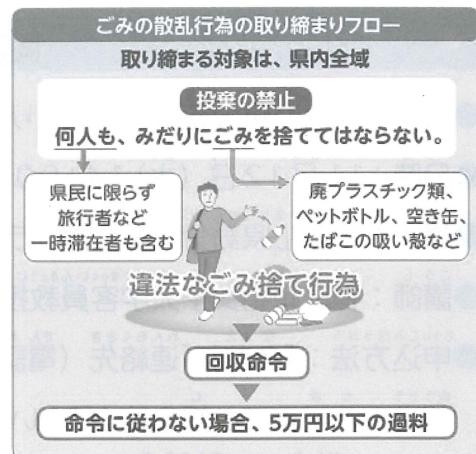
権研修を併せて実施しています。(2019年実績9回開催・466人受講)



わかやまけん 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例 を施行しました！

プラスチック製品は有用で生活に欠かせないものですが、残念ながら街で散乱したプラスチックごみを目にすることがあります。街で散乱したごみは、河川等を通じて海に流れつき、昨今問題となっている海洋ごみの一因となり、海洋環境に影響を与えています。

良い環境で暮らすことは人間の基本的権利ですから、和歌山県では、海洋ごみをこれ以上増やすため、ごみをみだりに捨てることがないように教育啓発や取り締まりを行うことが大事であると考え、「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を本年4月1日から施行しています。



1 教育及び啓発

県の責務として、ごみの散乱防止に関して必要な教育及び啓発を行うこととしており、次の取組を行っています。詳しくは、和歌山県循環型社会推進課まで問い合わせてください。

【TEL: 073-441-2675 FAX: 073-441-2685】

① 「わかやまごみゼロ活動応援制度」 (随時受付)

地域で行われている清掃活動などを「わかやまごみゼロ活動」として認定し、その活動を支援する制度をスタートしました。

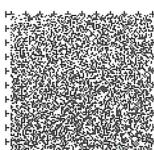
② 環境学習への支援

児童・生徒を対象にした環境学習に対し、資料の提供や講師派遣などの支援を行います。

2 環境監視員による取り締まり

県立保健所（支所）及び本庁に、啓発活動及び取り締まり活動を行う環境監視員を配置しました。環境監視員は、定期的に巡回パトロールを行い、みだりにごみを捨てる行為を発見した場合、その場で回収命令を出します。それに従わない場合、その場で過料を徴収します。

条例と皆さんの取組により、ごみを散乱させない、もっともっときれいな和歌山県を目指し、将来にわたり皆さんにとって健康で文化的な生活構築につなげていきます。



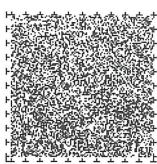


どう わ うんどうすいしんげっかんとくべつこうえんかい 同和運動推進月間特別講演会

- 演題：人権文化の花咲く街づくり～子どもたちにラブレターを書こう～
- 日時：11月12日（木）14:00～16:00 ● 定員：150人（申込先着順）
- 場所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ4階ホール（和歌山市北出島1-5-47）
- 講師：神戸親和女子大学客員教授 新保真紀子さん
- 申込方法：「名前」「連絡先（電話番号）」「ご所属先（あれば）」をFAX・電話・Eメールまたは郵送で下記までお知らせください。（お預かりいたしました個人情報については当センターで責任をもって管理し、本講座のみに使用させていただきます。）
(公財) 和歌山県人権啓発センター「同和運動推進月間特別講演会」係
FAX073-435-5421／TEL073-435-5420／Eメール kouen@w-jinken.jp
住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階
※手話通訳・要約筆記を設置します。

じんけん かんが きょうちゅうげっかんとくべつこうえんかい 人権を考える強調月間特別講演会

- 日時：11月21日（土）14:00～16:00 ● 定員：150人（申込先着順）
- 場所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ4階ホール（和歌山市北出島1-5-47）
- 内容：第1部：表彰式
 - ・人権の詩（こころのうた）2020 知事賞
 - ・2020（令和2）年度和歌山県人権啓発ポスターコンテスト 最優秀賞
 - ・令和2年度「男女でつくる元気な和歌山」ポスターコンクール 最優秀賞
 - ・和歌山県精神保健福祉協会長表彰
 - ・ほっとする笑顔つながるこころの絵 最優秀賞、優秀賞、入選
 - ・日本精神保健福祉連盟会長表彰
- 第2部：講演会 講師：岩崎 順子さん いのちの講演家
- 申込方法：「名前」「連絡先（電話番号）」「ご所属先（あれば）」をFAX・電話・Eメールまたは郵送で下記までお知らせください。（お預かりいたしました個人情報については当センターで責任をもって管理し、本講座のみに使用させていただきます。）
(公財) 和歌山県人権啓発センター 「人権を考える強調月間特別講演会」係
FAX073-435-5421／TEL073-435-5420／Eメール k-kouen@w-jinken.jp
住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階
※手話通訳・要約筆記を設置します。



じんけんけいはつ し えん じ ぎょう
人権啓発支援事業

- 演題：ハラスメントを生まない職場環境づくり

～アサーティブ・コミュニケーションを身につけましょう～

● 日時：12月7日（月）14:00～15:30 ● 定員：60人（申込先着順）

● 場所：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階801.802会議室（和歌山市手平2丁目1-2）

● 講師：川端総合手続事務所 代表 川端昭子さん

● 申込方法：「名前」「連絡先（電話番号）」「ご所属先（あれば）」をFAX・電話・Eメールまたは郵送で12月4日（金）までに下記までお知らせください。（お預かりいたしました個人情報については当センターで責任をもって管理し、本講座のみに使用させていただきます。）

(公財) 和歌山県人権啓発センター 「人権啓発支援事業」係

FAX073-435-5421/TEL073-435-5420/Eメール jseminar@w-jinken.jp

住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

※手話通訳・要約筆記を設置します。

じんけん かんが こうかいこうざ
人権を考える公開講座

- 演題：ひといちはばい敏感な子（HSC）の子育てアドバイス

● 日時：12月12日（土）14:00～15:30 ● 定員：40人（申込先着順）

● 場所：橋本市教育文化会館3階第1研修室（橋本市東家1丁目6-27）

● 講師：「会話の泉」事務局長 横山由紀子さん

● その他：満1歳から小学2年生までのお子さんの一時保育（定員あり、先着順）を設置します。
ご希望の方は11月27日（金）までにお申し込みください。

● 内容：Highly Sensitive Child（HSC）と呼ばれる生まれつきとても敏感な感受性や直感力を持つ子供たちがいます。自らもHSCの子を持つ母親としての体験を基にして、子供のサポート方法についてご講演いただきます。

(公財) 和歌山県人権啓発センター 「人権を考える公開講座」係

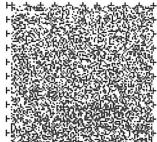
FAX073-435-5421/TEL073-435-5420/Eメール seminar@w-jinken.jp

住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階



おしらせ

今年度の「ふれあい人権フェスタ2020」は中止いたします。



「人権」って難しそう？ → 漫画で学べます！

ヤンキー君と白杖ガール (KADOKAWA)
街を牛耳る最恐ヤンキー・黒川森生 (18) と盲学校高等部に通う「弱視」の赤座ユキコ (16)。出会ってしまった運命のふたり——！



耳の形 (講談社)
耳の聞こえる少年・石田将也。耳の聞こえない転校生・西宮硝子。ふたりは運命的な出会いをし、そして、将也は硝子をいじめた。やがて、教室の犠牲者は硝子から将也へと移つていった。幾年の時を経て、将也は、もう一度、硝子に会わなければいけないと強く思うようになっていた。



同居人の美少女がレズビアンだった件。(イースト・プレス)
小池みき (著)、牧村朝子 (監修)
33人が同居するシェアハウスにやってきた、とってもかわいい女の子。彼女の名は牧村朝子、通称「まきむう」。職業はタレント。ある日彼女はこう言った。「私、早く彼女が欲しいな～」そう、彼女は「レズビアン」だったのだ。

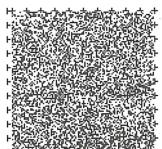


お問い合わせ
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL <http://w-jinken.jp/> E-mail mail@w-jinken.jp

開館時間
9:00 ~ 17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:30 ~ 17:00

休館日
日曜・祝日、年末年始 (12/29~1/3)

交通案内
JR 和歌山駅から徒歩約20分、バス約5分「手平出島」下車
JR 宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円/50分 (30分以内無料)



協賛企業 (敬称略) : 株式会社 井内屋種苗園



この印刷物は地球環境に優しい植物油インキを使用しています。